

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第18号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 公立大学法人大阪

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和4年7月1日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 本法人の財務報告について改善を求めたもの 今回の監査において、本法人の財務報告について確認したところ、次の事実が見受けられた。 ・ 会計基準第1章第3節第32. 2によれば、貸倒引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定することとされている。また、公立大学法人大阪債権管理要綱第10条によれば、経理責任者又は副経理責任者は、債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を合理的に見積もり、引当金を設定しなければならないとされている。 しかし、本法人では、債権である未収学生納付金収入（2,634,000円）のうち、平成27年度入学予定分（342,000円）について、当該債権の回収可能性を検討していなかった。 ・ 会計基準第1章第9節第75. 2によれば、公立大学法人の行政サービス実施コスト計算書の標準的な様式が定められている。また、会計基準第1章第1節第2. 3（正規の簿記の原則）によれば、地方独立行政法人の財務諸表は、正確な会計帳簿に基づき作成し、相互に整合性を有するものでなければならないとされている。 しかし、本法人では、令和2年度の行政サービス実施コスト計算書の勘定科目において、会計基準に基づき損益計算書の勘定科目と同様に入学料収益を表記すべきところ、国立大学法人会計基準に基づき入学料収益と表記されていた。そのため、損益計算書の勘定科目と相互に整合性を有するものとなっていなかった。 [指摘事項1] 本法人は、未収学生納付金収入を含む各種債権について、その回収可能性を速やかに検討し、回収不能と判断された場合は貸倒引当金を計上するとともに、債権の内容の把握、回収可能性の検討を適切に実施できる仕組みを構築されたい。 また、財務諸表を適正なものに修正するとともに、適正に開示されているかを網羅的に検証できる仕組みを構築されたい。	・ 各種債権の管理について 財務担当部署において、学生納付金を所管する部署から半期毎に未収学生納付金の債権一覧を入手し、そこに記載されている金額と会計上の残高を確認するスキームはあったが徹底されていなかった。指摘を受けてスキームに沿った運用及び新たにダブルチェックを実施し、回収が遅れているものは状況を確認して、貸倒引当金を計上する体制を構築した。 なお、今回指摘を受けた平成27年度入学予定分の未収学生納付金については債権放棄を行い、令和3年度会計にて損失を計上している。 また、学生納付金を所管する部署において、これまで未収学生納付金の報告書は債務者のうち代表者1名とその他という記載でかつ金額も総額だったものを、債務者ごとに金額を記載するようにし、債権の発生年度も分かるように報告様式を見直した。 ・ 財務諸表における相互の整合性について 令和3年度財務諸表を作成するにあたり、行政サービス実施コスト計算書と損益計算書の勘定科目が相互に整合性を有するものに修正した。 また、今回の指摘事項は既に独立監査人に共有し、会計基準に変更があった際は監査人とともに変更内容が反映されているかを確認する仕組みを構築した。	措置済	令和4年4月12日